

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月19日提出
【計算期間】	第25期中(自 2024年9月21日至 2025年3月20日)
【ファンド名】	A L A M C O S R I 社会貢献ファンド
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 通浩
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目 2 2 番 1 9 号
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【連絡場所】	東京都杉並区和泉一丁目 2 2 番 1 9 号
【電話番号】	03-3323-6201
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

2025年3月31日現在の状況を記載しています。
投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

A L A M C O S R I 社会貢献ファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	3,725,270,950	96.18
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	148,054,951	3.82
合計(純資産総額)		3,873,325,901	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

A L A M C O S R I 社会貢献ファンド

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15計算期間末 (2015年 9月24日)	3,243,401,006	3,468,946,333	10,066	10,766
第16計算期間末 (2016年 9月20日)	3,359,539,183	3,359,539,183	9,949	9,949
第17計算期間末 (2017年 9月20日)	2,629,008,286	3,555,078,744	10,220	13,820
第18計算期間末 (2018年 9月20日)	4,135,574,672	4,355,619,465	10,525	11,085
第19計算期間末 (2019年 9月20日)	3,890,572,090	3,890,572,090	9,336	9,336
第20計算期間末 (2020年 9月23日)	4,068,014,374	4,104,597,483	10,008	10,098
第21計算期間末 (2021年 9月21日)	4,153,834,864	4,607,660,511	10,068	11,168
第22計算期間末 (2022年 9月20日)	4,210,603,405	4,210,603,405	9,148	9,148
第23計算期間末 (2023年 9月20日)	4,510,132,528	4,586,358,671	10,059	10,229
第24計算期間末 (2024年 9月20日)	4,036,798,319	4,283,602,867	10,304	10,934
2024年 3月末日	4,540,726,493	—	11,386	—
4月末日	4,501,909,016	—	11,306	—
5月末日	4,392,255,142	—	11,050	—
6月末日	4,396,953,107	—	11,179	—
7月末日	4,405,999,908	—	11,224	—
8月末日	4,316,745,676	—	10,997	—
9月末日	4,113,797,778	—	10,408	—
10月末日	4,070,955,312	—	10,316	—
11月末日	4,031,826,707	—	10,234	—
12月末日	4,125,917,871	—	10,540	—
2025年 1月末日	4,030,736,875	—	10,329	—
2月末日	3,971,068,850	—	10,192	—
3月末日	3,873,325,901	—	10,210	—

【分配の推移】

A L A M C O S R I 社会貢献ファンド

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15計算期間	2014年 9月23日～2015年 9月24日	700
第16計算期間	2015年 9月25日～2016年 9月20日	0
第17計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月20日	3,600
第18計算期間	2017年 9月21日～2018年 9月20日	560
第19計算期間	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0
第20計算期間	2019年 9月21日～2020年 9月23日	90
第21計算期間	2020年 9月24日～2021年 9月21日	1,100
第22計算期間	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0
第23計算期間	2022年 9月21日～2023年 9月20日	170
第24計算期間	2023年 9月21日～2024年 9月20日	630

【収益率の推移】

A L A M C O S R I 社会貢献ファンド

期	計算期間	収益率（％）
第15計算期間	2014年 9月23日～2015年 9月24日	4.9
第16計算期間	2015年 9月25日～2016年 9月20日	1.2
第17計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月20日	38.9
第18計算期間	2017年 9月21日～2018年 9月20日	8.5
第19計算期間	2018年 9月21日～2019年 9月20日	11.3
第20計算期間	2019年 9月21日～2020年 9月23日	8.2
第21計算期間	2020年 9月24日～2021年 9月21日	11.6
第22計算期間	2021年 9月22日～2022年 9月20日	9.1
第23計算期間	2022年 9月21日～2023年 9月20日	11.8
第24計算期間	2023年 9月21日～2024年 9月20日	8.7
第25中間計算期間	2024年 9月21日～2025年 3月20日	2.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

A L A M C O S R I 社会貢献ファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15計算期間	2014年 9月23日～2015年 9月24日	642,499,222	303,245,417
第16計算期間	2015年 9月25日～2016年 9月20日	224,450,226	69,613,120
第17計算期間	2016年 9月21日～2017年 9月20日	52,806,791	857,302,065
第18計算期間	2017年 9月21日～2018年 9月20日	1,601,973,007	245,019,627
第19計算期間	2018年 9月21日～2019年 9月20日	590,884,864	353,084,219
第20計算期間	2019年 9月21日～2020年 9月23日	194,974,218	297,356,271
第21計算期間	2020年 9月24日～2021年 9月21日	384,289,322	323,391,531
第22計算期間	2021年 9月22日～2022年 9月20日	641,711,691	164,501,057
第23計算期間	2022年 9月21日～2023年 9月20日	160,441,235	279,448,789
第24計算期間	2023年 9月21日～2024年 9月20日	250,724,916	817,083,187
第25中間計算期間	2024年 9月21日～2025年 3月20日	212,818,241	233,800,204

3【ファンドの経理状況】

当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【ALAMCO SRI 社会貢献ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 （2024年 9月20日現在）	第25期中間計算期間 （2025年 3月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	336,695	232,209
コール・ローン	431,770,338	120,573,080
株式	3,891,294,730	4,017,452,650
未収配当金	4,746,000	12,232,100
未収利息	2,271	1,156
流動資産合計	4,328,150,034	4,150,491,195
資産合計	4,328,150,034	4,150,491,195
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	246,804,548	-
未払解約金	1,811,934	11,271
未払受託者報酬	1,915,312	1,760,181
未払委託者報酬	40,700,270	37,403,936
その他未払費用	119,651	109,951
流動負債合計	291,351,715	39,285,339
負債合計	291,351,715	39,285,339
純資産の部		
元本等		
元本	3,917,532,513	3,896,550,550
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	119,265,806	214,655,306
（分配準備積立金）	109,706,334	104,031,392
元本等合計	4,036,798,319	4,111,205,856
純資産合計	4,036,798,319	4,111,205,856
負債純資産合計	4,328,150,034	4,150,491,195

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第25期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取配当金	58,507,300	57,750,210
受取利息	5	163,489
有価証券売買等損益	444,509,623	77,562,759
その他収益	-	39
営業収益合計	503,016,928	135,476,497
営業費用		
支払利息	151,699	-
受託者報酬	1,926,423	1,760,181
委託者報酬	40,936,410	37,403,936
その他費用	159,713	109,951
営業費用合計	43,174,245	39,274,068
営業利益又は営業損失（ ）	459,842,683	96,202,429
経常利益又は経常損失（ ）	459,842,683	96,202,429
中間純利益又は中間純損失（ ）	459,842,683	96,202,429
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	25,473,836	854,344
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,241,744	119,265,806
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,164,110	6,595,075
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,164,110	6,595,075
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,426,840	6,553,660
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,426,840	6,553,660
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	460,347,861	214,655,306

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第24期 (2024年 9月20日現在)	第25期中間計算期間 (2025年 3月20日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 4,483,890,784円 期中追加設定元本額 250,724,916円 期中一部解約元本額 817,083,187円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 3,917,532,513円 期中追加設定元本額 212,818,241円 期中一部解約元本額 233,800,204円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 3,917,532,513口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,896,550,550口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 10,304円 (1口当たりの純資産額) (1.0304円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 10,551円 (1口当たりの純資産額) (1.0551円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第24期 (2024年 9月20日現在)	第25期中間計算期間 (2025年 3月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 株式 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左
(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額等（2025年3月末現在）

- １）資本金：3,000百万円
- ２）発行可能株式総数：64,000株
- ３）発行済株式総数：32,000株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。2025年3月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	11	20,362
追加型株式投資信託	85	518,094
合計	96	538,456

（３）【その他】

定款の変更等

- １）委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ２）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- ３）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

期別		第38期 (2023年3月31日)		第39期 (2024年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			3,739,128		3,966,649
前払費用	2		99,400		100,254
未収委託者報酬			321,234		356,812
未収運用受託報酬	2		406,745		382,723
未収還付法人税等			52,781		-
未収収益			0		0
その他			1,879		4,842
流動資産計			4,621,169		4,811,283
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	6,142		5,415	
器具備品	1	12,707	18,849	8,046	13,461
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		24,907	27,683	32,955	35,731
投資その他の資産					
投資有価証券		12,377		298	
関係会社株式		38,000		38,000	
長期差入保証金	2	33,442		32,752	
繰延税金資産		63,199		77,159	
その他		-	147,018	7,345	155,556
固定資産計			193,551		204,748
資産合計			4,814,721		5,016,032

(単位：千円)

期別	第38期 (2023年3月31日)	第39期 (2024年3月31日)
----	----------------------	----------------------

科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			17,557		38,161
未払金					
未払手数料		86,457		93,625	
その他未払金	2	18,474	104,932	59,657	153,282
未払費用	2		433,474		355,022
未払法人税等			14,006		67,121
未払消費税等			21,289		46,359
賞与引当金			159,245		150,901
流動負債計			750,505		810,849
負債合計			750,505		810,849
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		313,892	539,892	455,183	681,183
株主資本合計			4,063,892		4,205,183
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			322		0
評価・換算差額等合計			322		0
純資産合計			4,064,215		4,205,182
負債・純資産合計			4,814,721		5,016,032

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）		第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,374,779		3,692,147	
運用受託報酬		1,590,287	4,965,066	1,631,479	5,323,626
営業費用	1				
支払手数料			913,947		1,015,609
広告宣伝費			20,511		18,413
公告費			200		200
調査費					
調査費		618,749		676,238	
委託調査費		1,902,006		1,912,922	
図書費		973	2,521,730	977	2,590,137
営業雑経費					
通信費		2,663		2,674	
印刷費		21,603		21,438	
協会費		5,233		4,891	
諸会費		3,241		3,203	
その他営業雑経費		131	32,873	388	32,596
営業費用計			3,489,262		3,656,955
一般管理費	1				

給料					
役員報酬		82,820		92,135	
給料・手当		734,606		711,735	
賞与		10,325	827,752	18,096	821,966
交際費			2,192		4,202
寄付金			4,070		15,421
旅費交通費			11,143		12,175
租税公課			33,429		36,562
不動産賃借料			96,378		96,566
退職給付費用			53,027		42,282
福利厚生費			132,199		130,812
賞与引当金繰入			137,568		130,038
固定資産減価償却費			14,436		14,232
諸経費			133,434		133,418
一般管理費計			1,445,633		1,437,680
営業利益			30,170		228,990
営業外収益					
受取配当金	1		53,733		55,179
受取利息			3		4
受取賃借料			11,402		10,466
雑収入			2,202		10,236
営業外収益計			67,342		75,886
営業外費用					
雑損失			0		16
営業外費用計			0		16
経常利益			97,512		304,861
特別利益					
投資有価証券売却益			1,851		1,563
特別利益計			1,851		1,563
特別損失					
固定資産除却損	2		12		891
投資有価証券売却損			-		1,023
特別損失計			12		1,915
税引前当期純利益			99,352		304,509
法人税、住民税及び事業税		7,796		97,035	
法人税等調整額		9,578	17,375	13,816	83,218
当期純利益			81,976		221,290

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	431,916	657,916	4,181,916	2,371	2,371	4,184,287
当期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					81,976	81,976	81,976			81,976
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								2,048	2,048	2,048
当期変動額合計					118,023	118,023	118,023	2,048	2,048	120,071
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215
当期変動額										
剰余金の配当					80,000	80,000	80,000			80,000
当期純利益					221,290	221,290	221,290			221,290
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								323	323	323
当期変動額合計					141,290	141,290	141,290	323	323	140,966
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	455,183	681,183	4,205,183	0	0	4,205,182

注記事項

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4．収益及び費用の計上基準	(1)委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2)運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (3)成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

項目	第38期 (2023年3月31日)	第39期 (2024年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	42,766	43,492
器具備品	140,161	145,852
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	6,106	6,106
未収運用受託報酬	4,346	4,623
長期差入保証金	29,246	28,701
未払金	4,434	35,693
未払費用	8,164	9,451

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	178,477	191,707
一般管理費	208,086	208,530
受取配当金	53,550	55,080
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	12	891

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2022年3月31日	2022年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	利益剰余金	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000

合計	32,000	-	-	32,000
----	--------	---	---	--------

2. 配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250	2024年3月31日	2024年6月21日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	12,377	12,377	-

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	298	298	-

（注1）投資有価証券に関する事項

投資有価証券は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	2023年3月31日	2024年3月31日
非上場株式	38,000	38,000

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,739,128	-	-	-
未収委託者報酬	321,234	-	-	-
未収運用受託報酬	406,745	-	-	-
合計	4,467,109	-	-	-

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,966,649	-	-	-
未収委託者報酬	356,812	-	-	-
未収運用受託報酬	382,723	-	-	-
合計	4,706,185	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
其他	-	12,377	-	12,377
合計	-	12,377	-	12,377

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託であり、基準価額を時価としております。

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
その他	-	298	-	298
合計	-	298	-	298

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託であり、基準価額を時価としております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

第38期（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	7,857	9,038	1,180
	小計	7,857	9,038	1,180
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,054	3,339	714
	小計	4,054	3,339	714
合計		11,911	12,377	465

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	200	198	1
	小計	200	198	1
合計		300	298	1

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	3,830	1,851	-
合計	3,830	1,851	-

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	12,451	1,563	1,023
合計	12,451	1,563	1,023

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
確定拠出掛金等	53,027	42,282

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第38期 （2023年3月31日）	第39期 （2024年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税等	2,462	8,767
未払事業所税	1,035	1,034
賞与引当金	44,118	45,595
未払役員報酬	385	-
未払法定福利費	6,958	7,361
未払寄付金	654	715
未払確定拠出掛金	1,143	1,124
未返還投資顧問料	1,133	1,191
未払監査費用	5,447	5,081
敷金	3,185	3,352
税務上の繰延資産	-	6,285
その他有価証券評価差額金	-	0
小計	66,527	80,511
評価性引当額	3,185	3,352
繰延税金資産合計	63,341	77,159
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	142	-
繰延税金負債合計	142	-
繰延税金資産の純額	63,199	77,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：%）

	第38期 （2023年3月31日）	第39期 （2024年3月31日）
法定実効税率	30.62	30.62
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	3.99	1.21
永久に益金に算入されない項目	15.84	5.32
住民税均等割	2.30	0.75
評価性引当額の増減	3.59	0.05
その他	0.02	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.50	27.32

3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	183,024	191,472
持分法を適用した場合の投資利益の金額	57,461	63,528

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
期首残高	17,401	16,855
増減額（ は減少）	545	545
期末残高	16,855	16,310

（収益認識に関する注記）

1. 収益を分解した情報

（単位：千円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
委託者報酬	3,374,779	3,692,147
運用受託報酬	1,590,287	1,560,446
成功報酬（注）	-	71,032
合計	4,965,066	5,323,626

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	549,454

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	650,659

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員兼任	運用受託報酬	46,085	未収運用受託報酬	4,346
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	208,086	前払費用	6,106
									未払金	4,434

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員兼任	運用受託報酬	47,966	未収運用受託報酬	4,623
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	208,530	前払費用	6,106
									未払金	35,693

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	127,006.74	131,411.96
1株当たり当期純利益	2,561.77	6,915.34

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	81,976千円	221,290千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	81,976千円	221,290千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第40期中間会計期間末 (2024年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,769,851
未収委託者報酬			381,005
未収運用受託報酬			475,494
その他			122,865
流動資産計			3,749,217
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	4,993	
器具備品	1	6,101	11,095
無形固定資産			
電話加入権		2,776	
ソフトウェア		28,171	30,947
投資その他の資産			
投資有価証券		996,925	
関係会社株式		38,000	
長期差入保証金		32,376	
繰延税金資産		66,041	
その他		15,845	1,149,188
固定資産計			1,191,231
資産合計			4,940,448

(単位：千円)

		第40期中間会計期間末 (2024年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
(負債の部)			
流動負債			
預り金			68,093
未払金			
未払手数料		97,196	
その他未払金		94,462	191,659
未払費用			372,630
未払法人税等			23,455
賞与引当金			80,103
その他	2		51,587
流動負債計			787,529
負債合計			787,529
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			3,000,000
資本剰余金			
資本準備金		524,000	524,000
利益剰余金			
利益準備金		226,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		402,920	628,920
株主資本合計			4,152,920
評価・換算差額等			

その他有価証券評価差額金			2
評価・換算差額等合計			2
純資産合計			4,152,918
負債・純資産合計			4,940,448

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
科目	注記 番号	金額
営業収益		
委託者報酬		1,981,764
運用受託報酬		824,054
営業収益計		2,805,818
営業費用		1,967,309
一般管理費	1	717,718
営業利益		120,790
営業外収益	2	66,406
営業外費用		3,311
経常利益		183,886
税引前中間純利益		183,886
法人税、住民税及び事業税		25,030
法人税等調整額		11,118
中間純利益		147,737

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	455,183	681,183	4,205,183	0	0	4,205,182
当中間期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
中間純利益					147,737	147,737	147,737			147,737
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純額）								1	1	1
当中間期変動額合計	-	-	-	-	52,262	52,262	52,262	1	1	52,264
当中間期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	402,920	628,920	4,152,920	2	2	4,152,918

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
--------------------	--

2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1)委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2)運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (3)成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

(単位：千円)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	43,914
器具備品	147,797
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

(単位：千円)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
1 減価償却実施額	
有形固定資産	2,366
無形固定資産	4,783
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	59,160
受取賃借料	5,641

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				

普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	996,329	993,400	2,929
その他有価証券	596	596	-

（注1）投資有価証券に関する事項

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	38,000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第40期中間会計期間末（2024年9月30日）

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	596	-	596
合計	-	596	-	596

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	996,329	-	996,329
合計	-	996,329	-	996,329

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	996,329	993,400	2,929
	小計	996,329	993,400	2,929
合計		996,329	993,400	2,929

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	200	202	2
	小計	200	202	2
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	400	394	5
	小計	400	394	5
合計		600	596	3

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

(単位：千円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	165,305
持分法を適用した場合の投資利益の金額	32,992

(資産除去債務関係)

第40期中間会計期間末（2024年9月30日）

当社は不動産貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識に関する注記）

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。

（単位：千円）

	第40期中間会計期間 （自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）
委託者報酬	1,981,764
運用受託報酬	824,054
成功報酬	-
合計	2,805,818

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、中間損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	336,684

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
1株当たり純資産額	129,778.70
1株当たり中間純利益金額	4,616.78

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純利益（千円）	147,737
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	147,737
普通株式の期中平均株式数（株）	32,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏 和
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山中 尚 平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監

査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月16日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO SRI 社会貢献ファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ALAMCO SRI 社会貢献ファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。